

史料紹介 松江藩における長州戦争史料(2)

岡 宏 三

本稿では、前稿に引き続き、榑縫郡猪目浦(出雲市猪目町)の与頭、飯島与九郎利起が記録した「長州御征伐被仰出取扱一途」後半、及び「見聞書」を翻刻し紹介する。

郡奉行所など松江藩庁から榑縫郡役所の下郡・与頭ら郡役人宛に出された通達書等を主に収録する「長州御征伐被仰出取扱一途」は、横半帳、表紙に元治元年子十月とあるが、実際に収録されている史料の日付は、二月一八日から一月一四日に及んでいる。すなわち、第一次の長州征討令が朝廷から発せられたのは七月二三日だが、与九郎はそれに遡って長州藩や浪士らの取締、農兵の取扱等の達書も関連するものと考えて収録したようである。表紙の日付が一〇月であるのは、本稿にみるように、実際に長州征討のため征討を命じられた諸藩に出陣が命じられたのがこの月であり、飯島与九郎も農兵を率いて松江城下に上ることが現実的になったことから一連の達書を一冊にまとめ始めたものと推定される。また、本史料に出てくる日付の下限が一一月一四日の達書であるのは、実際に与九郎が農兵とともに松江へ出発したのが同月七日であり、以降は松江滞在中の動向が記されている。

「見聞書」は、松江滞在中に見聞した事項を簡略に書き留め、末尾には同年一月一六日に再度松江に向いた時以降の見聞若干を追記する。

この二つの史料の内、前者では、第一次長州征討令に伴って徴発されることになった榑縫郡の農兵(史料内では郷夫と記されている)の村別人数が記されているのみならず、与九郎が松江に率いた平田町の農兵については、農兵の名前、居住町内、松江における寄宿先まで記録されていて貴重である。

榑縫郡東林木村(出雲市東林木町)園山貞造が、幕末に庄屋を勤めた祖父増市が

残した文書類を基に編纂した『鳶巣村歴史資料』(一八九八年。古代出雲歴史博物館所蔵)には、「其郷夫ト云ヘルハ、凡ソ郡民ニシテ十五才ヨリ六十才迄ノモノ、一家ニ数人アリトモ、夙ニ等シク鬪ヲ引キ、当鬪者ハ十日間見込ヲ以テ交代シツ、出夫スルナリ(略)却説郷夫出発ノ夜トナレバ、(此村ニテハ重ニ夜中ノ集合ト定ム)庄屋処、即我家ニ年寄役疾クヨリ集リ、竹貝ヲ吹キ鳴ラシ、郷夫ノ集来ヲ催カセハ、東ヨリ西ヨリ南ヨリ郷夫共(此時郷夫ハ蓑笠ヲ着シ、飯骨柳ニ食物ヲ入レテ体シ)、左モ哀レゲニ歩ヲ致シ、杖ツケル老親、子ヲ抱ケル妻ナドニラレテ見送集リ来リ、悲声果テハ啼号ノ裡ニ松江ヲ指シテ出ツ、惨然言フ許リナシ、郷夫ニハ肝煎或ハ才料ト名ツケタル郷夫頭之ヲ率キ、庄屋之ニ附添ヒテ進ムナリ、才料、組親ハ一刀ヲ帯シ、まぬきヲ腰ニ差シ、灯燈ヲ携へ、庄屋ハ総監トナリ、陣羽織ニ陣笠ヲ着シ、一刀ヲ帯シ、高張ヲ掲ケ、村名ヲ記シタル幟ヲ持チテ前駆セシム、頓テ松江城下ニ着スルヤ、既定ノ宿屋ニ宿シ、出陣ノ日ヲ待ツナリ」とある。二百年來見聞きもしなかった戦争に直面することになり、飯島ら農兵たちは相当な緊張状態に陥ったと考えられる。

ところがいざ松江に到着してみると、榑縫郡のみならず諸郡から続々と農兵が集結してくるにもかかわらず、いつまで経ても出陣発令の様子がなかった。「風聞記」によれば、はじめて城下に出てきた農兵も少なくなく、「三十人五十人連れ、異風形ニ而通行」する彼等に「小供や犬大迷惑」という、珍妙な光景がみられたという。

このため松江に向いた諸郡の郡役人、村役人らは一月一日、一二日にかけて寄り合い、一旦在所へ引取る願書を出すべきかどうかをめぐり協議した。しかしこれは「軍御目付様御逗留中、右様之歎願ハ不宣とも二者無御座哉」という意見も

あり、破談となった。結局いつ解兵の命令が出たのかは明らかではないが、同月一六日、禁門の変で兵を率いて上京した福原越後ら三家老の首が、翌月五日には毛利敬親・元徳父子からの謝罪書が長州藩から幕府側に示されており、それから間もなく解兵となったのだろう。

さて、こうした一連の記録を残した飯島与九郎は、別途様々なものを書写、また書写されたものを入手している。その多くは軍記などの読み物等であるが、なかにはまた、①松江藩における明和の改革（御立派）を主導した家老・朝日郷保と、その改革の得失について問答体でまとめた「新政弁疑」があるかと思えば、②オランダ国王ウィレム二世から幕府に開国の勧告書を送られたことにつき、筒井政憲が老中阿部正弘からの諮問に答えて嘉永元年（一八四八）に提出した「海防上書」、③山鹿素水の「海備芻言」など海防論の書や、④文久三年（一八六三）から翌元治元年にいたる、岡山藩主池田茂政、鳥取藩主池田慶徳、津山藩主松平慶倫、薩摩藩らの上書や言上書、⑤元治元年（一八六四）から翌慶応元年にいたる、浜忠太郎（真木保臣）、長州藩士入江九一らが老中や在京諸藩の留守居宛に提出した歎願書ほかを収録する「長藩士歎願書并討長御達書 数件写」など、ひろく幕末の政治に関する情報の書写本を入手していた。

幕末には、幕臣や藩士、庶民を問わず、政治や社会情勢に関わる情報が逐次収集記録することが珍しくなく、書き留められたそれらを総称して風説留などと呼ばれることがある。出雲においても風説留は存在しない訳ではないが、郡村役人らの情報収集の実態については調査が進んでいない。かつ県内において史料の目録化など調査が進められている範囲内では、郡役人以下、庶民が書き留めた資料に風説留に該当するものは、現在のところほとんど見当たらない。

このような背景を通して改めて飯島与九郎をとらえるならば、農兵の取立て、引率等を通じて長州討伐問題に関わらざるを得なかった彼は、開国以降、西欧列強の日本進出に対する開港・海防問題、それによって生じた攘夷を核としたためまぐるし

く変動する政情の推移に関心を持たざるを得なかったが、（いかなるルートによってそれらを手にしたのかは明らかではないが）前述のような資料を入手していることからすれば、松江藩の郡村役人のなかでも、とりわけ問題意識を持っていた人物だったといえよう。

凡例

- ・ 仮名遣いは原文通りとしたが、適宜読点を付し、旧字体は新字に改めた。また異体字・合字はできるだけ残すこととした。
- ・ 見セケチ、抹消部分は、当該文字の上に抹消線を引くことで表した。塗抹により判読出来ない箇所は■、抹消されていないが判読困難な文字や、破損・虫損箇所は□で表し、虫損等が著しい場合は「 」であらわした。
- ・ 文章上誤りと思われる文字の傍らには（ママ）を付した。
- ・ 割註は原則として「 」で当該部分を括った。

従京都御飛脚到来、長州御征伐ニ付諸軍持口江来月十一日着到可致旨、尤尾張大納言様二者、去ル十五日京都御発途、大坂江被相越、被致軍議、夫より西筋御出馬有之旨、於京都去ル十一日尾張様御達有之由申来候、右ニ付而此方様ニも当月下旬御出馬可被遊御舎之由被仰出候事

右之通被仰渡候条、御書付之趣得其意、村町浦江ハ郡役人ハ為知可置候、以上

十月十八日 渡部文六

佐藤白蔵殿

田中庫七殿

下郡徳三郎殿

与頭愛右衛門殿

与頭与九郎殿

佐藤官蔵
林大四郎

覚

下郡徳三郎殿

一、上納米千俵

追加、御操出し之場ニ相成候而ハ、諸郡共人別少しも可相□、左候へハ運送手廻し出来兼、彼是差間多く可相成候条、成丈ケ当月中ニ入済候様御申付可有之候、以上

右、此度御操出し御入用兵糧米、前書之通り大急搦立可申旨ニ候条、水車屋ハ勿論、足搦等ニ而来廿五日六日迄ニ無間違搦立、其段可届出候、尤搦立候ハ、元之俵ニノ立繩ノニシテ手堅く仕立置可申候、以上

十月廿日

渡部文六

下郡徳三郎殿

人足六拾式人

与頭愛右衛門殿

但、十月朔日、神門郡古志村口宇賀村迄御長持々人、追々御荷物増ニ付増

与頭与九郎殿

人足とも

其郡々歩兵代り忝人御差出し可相成候儀ニ候処、追々手間取、御折檻御座候間、成丈ケ急々御差出し可被成候、以上

九月十五日

四人

徳三郎様

一、同式人

但、右同断ニ付、馬庭為市郎、岡本孫市荷物持人

急申遣候、当節柄ニ付而ハ、急割賦等有之、其外御多用差添、定而御心配之儀、察入罷在候、然処及折檻候両御蔵入、漸是迄千□拾三表辻入添候処、最早米拵ひ等相仕舞候時節ニ候間、此節得間合を、以□□割賦高皆済致候様手筋ヲ頻ニ折檻有之候、^同年□□違ひ、於御蔵も渡し方多く有之由ニ候処、此上頻ニ御操出し等有之、万一其節ニ至御差間ニ相成候而ハ以之外之儀ニ候条、此段御心得、村々嚴重御責立可被成丈ケ急々皆納致候様御取斗可有之候、以上

十月四日

三嶋泰八郎

原与三兵衛

右、御武器□大炮并附属之御道具御取越ニ相成、先達而受取候由為知申入候、以上

十月十八日

渡部文六

下郡徳三郎殿

与頭愛右衛門殿

与頭与九郎殿

去ル廿二日、大坂

御城江長防討手の御方々重役共御呼出し、一同列席之上、尾張大納言様、松越前守様御出席、御軍議之上、兼而相達候通、来月十一日諸軍持口へ着到、同十八日を以攻懸り可申旨、前大納言様を被仰渡候、着到之地ハ左之通可相心得旨、御同人様を御達有之候段、大坂を申来候

攻口、長石境野坂口を

龜井隱岐守

右御城下へ屯集

松平右近将監

右青原横田益(田)津田迄

松平相模守

右三隅を太田辺迄

松平出羽守

右口田儀を松江迄

有馬遠江守

松平佐渡守

松平主計守(頭)

右松江を吉佐迄

松平三河守

右米子

右之通被仰渡候条、御書付之趣可得其意候、以上

十月廿八日

渡部文六

佐藤白蔵殿

田中庫七殿

下郡徳三郎殿

与頭愛右衛門殿

与頭与九郎殿

御操出し入用、みそ、梅干之類、みそハ桶ニ詰、梅干とも蒸気船持運之為メ荷送之儀如何可仕哉、神門郡を伺出申達候処、郡内を取集候俣運送致候而ハ、小荷駄方ニ而大ニ混雜致ス候ニ付、相応荷送致し、運送可申付旨ニ候条、此段令承知、可取斗候、以上

十月十八日

渡部文六

下郡徳三郎殿

与頭愛右衛門殿

与頭与九郎殿

御厩御抱之者不足ニ付、今来年之所町家もの御小人ニ雇出候儀御差留ニ相成候、尤御小人悴などハ是迄之通相心得候而宜敷由ニ候条、此段令承知、村々へも可申渡候、以上

十月廿四日

渡部文六

下郡徳三郎殿

与頭愛右衛門殿

与頭与九郎殿

此度大坂を三ッ留御飛脚を以申参候趣、左之通

軍御目附

内藤弥左衛門殿

大嶋主殿殿

朝倉小源太殿

右、去月廿七日大坂御出立、当月六日二部、同七日安来御泊り、同八日昼出雲江ニ而松江着之由

一、有馬遠江守殿、十月廿五日大坂御出立、当月八日安来江着之由

右之通り為御知有之候条、為知申入候、以上

十一月朔日

渡部文六

佐藤白蔵殿

下郡徳三郎殿

与頭愛右衛門殿

与頭与九郎殿

御操出之節、諸郡有馬神門へ引込候様先達而申談置候処、兵糧米を始諸品多分御軍

艦ニ而御廻しニ相成、大半馬ハ不用之趣ニ候へとも、

御旗本御操出しニも相成候へハ夫丈夫馬御入用も難斗候得共、員数碇与不相定、御議

定次第馬高諸郡江割賦可申談候条、左様可相心得候、以上

十月廿九日

渡部文六

下郡徳三郎殿

与頭愛右衛門殿

与頭与九郎殿

今般毛利大膳父子始

御征伐被

仰出候、付而ハ追討被

仰付候面々并

御進發ニ付万石以上御供之面々、寛政・天保兩度被仰出候領分圃米、當時圃有高之分此度糧米為手当遣払候儀不苦候、尤詰戻り年限等之儀ハ、追而御沙汰可有之旨江戸ニ申参候事

右之通被仰渡候条、御書付之趣可得其意候、以上

子十月廿九日

渡部文六

下郡徳三郎殿

与頭愛右衛門殿

与頭与九郎殿

出陣日限

十一月八日

一之先

同 九日

二之見

同 十日

遊軍

右之外御備、石州へ操込之模様ニ寄、追而御議定之旨為知申入候、以上

渡部文六

佐藤白蔵殿

田中庫七殿

下郡徳三郎殿

与頭愛右衛門殿

与頭与九郎殿

覚

一、人足三百九拾五人

内

四拾四人 来五日出

百五拾九人 同六日出

百四人 同七日出

八拾八人 同八日出

右、御操出し入用郷夫、其郡へ割賦致し候間、前書之人数追々申談置候通、足装束いたし、蓑笠とも取揃、食骨柳式ツ身蓋ニ兵粮相詰、其内之食料為持出、式十五人ツ、一組ニして、内壱人肝煎として組親差加へ、一ヶ村切何郡何村庄屋与相記候幟相立、右日限無間違集りヶ所へ罷出、其段役場へ可届出候、以上

十一月朔日 渡部文六

下郡徳三郎殿

与頭愛右衛門殿

与頭与九郎殿

追加、申迄も無之事ニ候得共、本文出夫手配かた相仕舞次第、与頭之内早々可令出府候、以上

諸家様御操出し着到之ヶ所、今日別紙之通り被仰渡候間、左之三備ハ人数近々操出し相成候由

一ノ先惣勢式百八拾六人辻

内

御家老壱人

御番頭式人

組外四人

御目付壱人

御軍用方書役

右筆物見役共三人

大炮々術士百三拾五人

医師五人

徒式人

兵粮方十人

御武具方三人

与力拾人

御勘定方廿四人

御旗小頭、御足輕^(マ)廿拾人

歩兵七拾五人

右、口田儀、多岐、小田、久村、神在、古志、知井宮迄

二ノ先 惣勢百九拾八人

右ニ准し、別ニ御者頭、御使番も相懸り候へとも、別人数ニ而減

三ノ手 是も意字受

遊軍 百人辻

内

御中老壱人

御嫡子壱人

御番頭式人

御使番三人

御目付壱人

御軍用方式人

右筆壱人

戦士炮術士四十人辻

医師五人

同徒十人

御勘定方十五人

小駄荷方式人

御武具方三人

御旗小頭足輕三人

右、庄原 宍道 来海迄

右之通り御操出しニ相成候処、成丈ケ手広き所へ屯集と相成候様との御主意ニ候条、方かく、寺院并ニ人家迂取調、いづれ之所ニ而相詰メ候哉、出雲郡類役示合旨、見込を付、来月朔日迄宿わり可申出候、以上

十月廿八日

高橋善兵衛

郡役人当テ

廿九日、遊軍之分正兵相増被仰出

士列五十六人

御徒以下足輕迄八拾五人

諸士下人、小人、御貸馬口付共 式百七人

三百四拾八人相成

他藩通行之節、諸取持向之儀、追々申談置候通り、旅籠人馬賃銭等左之通

人足賃 壹里

駄賃壹里 四拾三人 式分

旅籠朝夕賄昼弁当仕出し共、一日分式百八拾文ツ、

右之通津山、因州様、有馬殿共同様被下候、無差別駅宿ニ而相對受取可申旨ニ候条、此段令承知、道中駅町へ不洩様可申渡候、以上

十月廿九日

渡部文六

下郡徳三郎殿

与頭愛右衛門殿
与頭与九郎殿

先陣 大橋筑後様

二ノ見 神谷源五郎様

遊軍 小田要人様

御本陣御旗本 乙部勝太郎様

小荷駄 三谷権太夫様

後詰 太田幾五郎様
酒井造酒様

右見聞書

神門郡ら伺書并御聞届写

一筆致啓上候、不穩時節ニ相成候ニ付、去八月兼而帯刀御免被仰付候様御伺申上置、差図も被仰付候央、長州御征伐として頻ニ御操出し被為在、尚亦 公御役人様始、他国 御大名様方、且諸国ら御役人様方、諸事探索として御通行も御座候ニ付、願度々御伺不申上、向ニ寄帯刀ニ而罷出懸り仕度奉存候間、此段御届申上候、宜被仰上可被下候、恐惶謹言

十月廿六日 与頭六人

郡方四人様々へ

此度御操出し御用ニ付、

〔⑤〕役人衆始、他藩之者共数々可通行いたし候ニ付、其節ニ帯刀ニ而懸引いたし度旨

委細伺出候趣承届候条、左様可相心得候、以上

十月廿七日

村田幾右衛門

神門郡々役人当テ

楯縫郡

一、郷夫六百七拾八人 但、焚出し人夫

一、人夫六拾三人

〆七百四拾壹人

外ニ 式十人 用心夫

十人 郡役人召連候

二〇〆七百七拾壹人

此人高老万九千百十人

但、十人ニ付四十人三歩四厘

内、村割

百式人	平田町	九十六人	上ヶ分
五十八人	灘分	七人	出来須
三十壹人	しま	十六人	西代
十九人	西林木	三十壹人	東林木
式十六人	美談	三十六人	国留
十三人	西之郷	十六人	本庄
廿三人	万田	十五人	口字賀
廿九人	奥宇賀	三十六人	東福
十式人	久多見	十五人	野石谷
十三人	東郷	廿五人	岡田
〇十人	多久谷	廿式人	多久

三十八人 藪 式十人 鹿園寺

三十八人 小境 十壹人 唐川

五人 別所

〆

一、郷夫六百八人 増御割賦

此割高七百七十壹人

但、老人ニ付七十八人八歩六厘

内、村別

八拾人	平田町	七十七人	上ヶ分
四十六人	灘分	六人	出来須
廿四人	しま	十三人	西代
十五人	西林木	廿四人	東林木
式十人	美談	式十八人	国富
九人	西之郷	十三人	本庄
十八人	万田	十式人	口字賀
十六人	奥宇賀	廿八人	東福
九人	久多見	十式人	野石谷
十人	東郷	廿人	岡田
式十四人	多久谷	十七人	多久
三十人	藪	十六人	鹿園寺
式十八人	小境	九人	唐川
四人	別所		

	郷夫操出し之節、出府		
	与頭愛右衛門	十一月五日	此村別
	庄屋利右衛門	十一月五日操出し	十一月五日操出し
	庄屋愛三郎	四拾四人	四拾四人
	物書庄五郎	内 式拾式人	内 式拾式人
	目代又四郎	外、組親式人	外、組親式人
	庄屋太八	同六日操出し	同六日操出し
	庄屋佐七	百五拾九人	百五拾九人
	与頭与九郎	内	内
	庄屋与三郎	拾七人	拾七人
	庄屋愛四郎	拾四人	拾四人
	物書喜代三郎	拾九人	拾九人
	町年寄七三郎	拾人	拾人
	庄屋久左衛門	拾九人	拾九人
	增夫拾人	拾壹人	拾壹人
	内	式拾壹人	式拾壹人
	六日	拾式人	拾式人
	三日	拾六人	拾六人
	五日	式拾人	式拾人
	六人	外、組親六人	外、組親六人
	五日	東林、美談、国富、小境、その、平田町六ヶ村と老人宛	東林、美談、国富、小境、その、平田町六ヶ村と老人宛
	老人	灘分	灘分
	一、人夫三百九拾五人	出夫	出夫
		同七日操出し	同七日操出し
		百四人	百四人

内

四人 出来須

拾七人 嶋

九人 西代

七人 西之郷

九人 本庄

拾四人 岡田

拾九人 東福

六人 久多見

八人 野石谷

拾壹人 灘分

十ヶ村之内、村役人貳人

外、組親四人

嶋、西代、岡田、東福、四ヶ村、五ヶ村宛

同八日操出し

八拾八人

内

七人 東郷

六人 唐川

三人 別所

三拾四人 平田町

貳拾八人 上ヶ分

拾人 奥宇賀

六村ニ而村役人貳人

外、組親四人

町、上ヶ分、奥宇賀、東郷、四ヶ村、五ヶ村宛

右、此度郷夫御操出しニ付、別紙之通致割賦候条、追々申談置候通り足装束いたし、蓑笠、食骨柳式ツ身蓋へ兵糧相詰、組親ハまねきを立、来ル五日八日迄之内、前書日限ニハ村役人中郷夫召連、組親相添、朝六ツ時迄ニ郡家へ相揃、夫ハ順々松江堂形へ相集候様、尤与頭之内人致出府候条、万々伺合御取斗可有之候、且時ニ庄屋差向候儀も難斗候条、年寄中申合、何時ニ而も出府相成候様御覚悟可有之候、何様此度ハ太切之上
御用向ニ候条、少々不快たりとも押而御勤可有之候、為其直ハヤヲ以如此ニ候、以上

与頭

十一月二日

与頭

下郡

右村町

役人宛

追加、郡屋迄ハ一村切村役人中相添、御出可有之候、以上

此方様御操出し入用飼葉干□^⑧手当之儀、追々申談置候処、右者郷中□馬食料之手当も無之候而ハ相成間敷、御用ニ差出候分当時大数、何程位可有之哉、郡中取束ね、員数急々可申出候、以上

十一月三日

渡部文六

郡三人宛

其郡搗立米、四斗表ニ相揃候様、此中申談置候得共、是迄搗立申談置候分ハ其俵ニ而宜敷由、尤右搗米高正味何程元俵ニ入、欠米何表、々ニ付何程与申儀、尚堅繩入ニいたし候事哉、両様之趣急々可申出候、以上

十一月三日

渡部文六

郡三人宛

追加、此後搗立米被仰付候ハ、白米三斗入堅繩入ニ仕立置可申談旨ニ候条、此段令承知、可取斗候、以上

御操出し入用兵糧米搗立申談置候分、搗仕舞次第元之俵ニ入置候様申談置候処、俵五升目増減有之候而ハ陣中差聞之筋有之由、都而元之四斗入ニ仕立置候様可有之候、尤搗減之儀ハ白米惣俵数点檢之上取都詰置可申候、以上

十一月朔日

渡部文六

郡三人宛

(二丁分余白)

其郡搗立米之内七百五拾表、此度嶋根郡加賀浦ニおゐて蒸気船ニ御積入御議定ニ候条、早々御軍艦方伺合、積方之儀可取斗候、以上

十一月七日

渡部

郡三人

追加、嶋根郡与頭之内、加賀浦ニ而立会可令取引旨申談置候条、左様可相心得候、以上

十一月七日、郷夫操出し高

一、四拾四人

平田町

宿上片原、伴蔵
浅五郎
片原
同栄次郎
新助
宮ノ丁
同助八
兼次郎
袋町

同仁右衛門
豊之助
上ノ嶋肝煎
同人
清助
本町
同儀右衛門
林七
宮ノ丁

同与三右衛門
栄太
宮ノ丁
同人
源之助
大場小路
同弥平
茂三郎
袋町

同弥平
甚之助
新町
卯右衛門
源太
大場小路新町
同人
虎市
西ノ

同与平
茂市
袋町
同人
賢三郎
片原肝煎
同幸助
吉助
寺町

同京八
佐五郎
袋町
同儀三郎
伊蔵
宮ノ町
同人
勘太郎
袋町

同政八
卯兵衛
宮ノ丁
同人
磯七
新町
清兵衛
力蔵
藪ノ丁

宿連兵衛
□市
新町
同定四郎
虎市
片原
彦右衛門
嘉七
新町

同文蔵
伝之助
西ノ
同人
久太
寺町
同喜三郎
幾蔵
片原

同人
柳兵衛
宮ノ前
同儀蔵
文吉
新町
同人
八助
新町

同惠藏
李八
片原
同
為五郎
西ノ
喜市
藪ノ丁

同助左衛門
運平
寺町
同
竹次郎
大場小路
同林四郎
作之助
久張小路

同
長之助
片原
同喜三郎
半三郎
片原
同
久太
藪ノ丁

同政三郎
彦三
西ノ
同
嘉市
藪ノ丁
同
半助
本町

同助左衛門
和市
宮ノ丁
同儀藏
嘉十
本町
四拾四人

一、用心夫四五人
平田町

宮ノ丁
喜代助
小豆屋
伴助
市場
栄太

宮ノ丁
彦次郎
寺町
惠藏
五人とも
宿為八方

十一月七日出府

一、与頭与九郎

市藏
出し小路
藤十

宇賀屋小路
家来 久郎兵衛
本町 仙七
仕立屋
安次郎
五人

一、物書喜代三郎
家来
新丁 長助

一、目代又四郎
家来
西ノ 幾助
久長小路
栄太

一、組親重助
家来
長廻屋 友八
小豆や小路
豊十
式人

一、組親常市七
家来
宮ノ丁 喜八
金貝屋 新十
式人

惣六拾木五人

一、与頭与九郎装束、左之通

鼠色
帯刀
陣笠
陣蓑
唐木綿縞
物書喜代三郎装束
鉄御納戸
陣笠

陣蓑
脇さし
先キノ二
表 葵御紋付
裏 楯縫郡与頭

先ノ三

楯縫郡 西組 与頭

先ノ一

裏、楯縫郡西組与頭

表、葵御紋付

目代又四郎、左之通

陣笠

陣蓑

唐木綿縞

脇さし

先ノ一

裏ニ平田町目代

御用



先ノ二

御用

裏ニ平田町目代

先ノ三

御用 平田町目代

組親重助、常七、左之通

唐木綿

脇さし

陣笠

陣蓑

楯縫郡組親

浅黄

平田町

白木綿

右之支度ニ而幸野屋門兵衛かたニおゐて冷酒盃事、肴ハかつほ、引続左之通

みそ

汁 蕪

わさび

めし

小皿、焼鯛

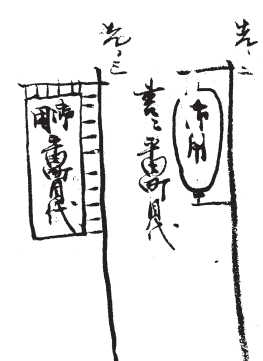
冷酒

かまほこ

肴 硯蓋

たこ

牛蒡



かんひやう

鉢 焼たたい

鉢 作り身

右盃事相仕舞、十一月十七日朝四ツ時頃郡家江罷出、往来者改佐藤白藏殿、下郡

徳三郎、与頭愛右衛門、目代又四郎、組親重助、常七、物書喜代三郎、冷酒盃事、

肴鱈節、引替ニ左之通

御酒

肴

右之通盃事仕舞候否、右人数召連、七日昼四ツ半頃郡家出立、秋鹿町福嶋屋与申、御茶屋ニ而右郷夫并町役人杯江酒一盃宛為吞候、肴ハ豆腐斗り、此入料左之通

一、銀札三拾四匁 喜代三郎出し

代四貫九百六拾四文

一、銀札老匁 同人出し

一、同老匁 嫁江祝儀として遣

一、同老匁 同人出し

茶碗破レ候ニ付 代錢とシテ遣

式拾三貫六匁

代五貫貳百五拾六文

右茶屋七ツ時頃出立、浜佐田村万願寺辺ニ而夜ニ入、同村年寄方ニ而丁ちんニ火ヲ付、堂形江罷出候所、郡宿為八迎ニ罷出候ニ付、同人江問合候上、郷夫之者ハ片原町式拾六匁相渡候

附、組親重助、常七、郡宿為八三人ハ、先々江

□□罷出候事

一、与頭与九郎、物書喜代三郎、家来市藏三人受□、御奉行渡部文六様方□罷出、郷夫召連出府致候□相届、直ニ郡宿江罷越候

但、罷出候節、横町ヲ直ニ罷越候

一、翌八日、出府人数可書出旨、左之通申来候

以手紙得御意候、此度御操出しニ付出府罷在候庄屋・年寄何人、組親何人、平ら

郷夫何人与申儀、夜具手配入用ニ候間、大急御取調、御申出可被成候、以上

十一月八日

渡部喜重
渡部専重

与頭与九郎様

覚

一、郷夫四拾四人 平田町

内式人肝煎

一、同用心夫四人

外ニ 式拾八人

外ニ

与頭与九郎

家来五人

目代又四郎

家来三人

組親式人

家来四人

物書老人

惣ノ六拾五人
拾七人

右出府罷在候人数、如此御座候、以上

子十一月
楯縫郡

右之通横巻敷ニ相認、八ツ昼時与九郎、喜代三郎、市蔵三人御役場江持参、与九郎
と元ノ中へ相渡候、夫と何角見聞として白濁辺江罷出候

一、九日、郡方受口四人并神門□元ノ式番式人ノ六人方へ何角伺として罷出候

但、左之通相勤候

切手三斤
渡部喜重殿

肴料三匁
渡部専重殿

肴料三匁
田中周助殿

同 式匁
野津武三殿

同 三匁
神門方元ノ

同 三匁
成瀬長平殿

同 三匁
同二番

同 三匁
木村蔵一殿

一、用心夫四人者郡宿賄、尤後之御操出しと用心夫公儀焚出し方賄ニ相成候間、可
然哉之事

一、出雲郡与頭金右衛門と

一、十日、出雲郡物書亀之助、中嶋屋江申出候ニハ、出雲郡ハ郷夫斗り焚出し人数
書出候旨申出候ニ付、楯縫郡書出しを見せ候処、尤筋と申出候

一、出雲、秋鹿両郡共、郷夫御割賦人数江者小遣とノ金式歩宛前以遣置候旨申出候、
尚秋鹿者村々ニ而内証ニノ前以遣置候由申出候

十日

一、昼飯と御代官所下役人

肴料 式匁
井上長七殿

同 式匁
熊沢源蔵殿

右両人方へ伊太郎、市蔵両人召連罷越候

八日朝五ツ時分

一、殿様 御出陣御門出之

御神参、天神社、夫と末次熊野神社へ 御参詣、神前ニおゐて御三玉として

楯縫郡小境村

祐蔵 紋助 藤太郎

愛蔵 喜一郎 権七

善之助 清蔵 林左衛門

金蔵 銀蔵 久助

政蔵 和右衛門 兵兵衛

仲之助 直吉 惣三郎

元助 為七 伝五郎

利平 栄太郎 貞蔵

式拾四人

楯縫郡蘭村

徳七 善七 肝煎 勇蔵 清左衛門

清左衛門 千太郎 栄五郎 源四郎

貞助	岡田村	孫市	利左衛門	弥太郎	熊市	伝七	多	忠太郎	喜助	文蔵	惣蔵	新之助	熊五郎	清太郎	甚四郎	重助	利蔵
祐助	岡田村	伝蔵	彦九郎	忠助	伊平	清蔵	久	梅之助	伝蔵	権市	源之助	林四郎	友三	百之助	磯助	元左衛門	林兵衛
伝助		友兵衛	祐一郎	和市	泰兵衛	清太	谷		豊四郎	辰助	文二郎	文八	弥市	栄助	又十	慶三郎	
政市		豊之助	市太郎	彦左衛門	嘉右衛門	源四郎	村		義一郎	清蔵	長一郎	和次郎	彦助	周三郎	貞太郎	久左衛門	

留二郎 伊太郎 甚六 直市
 太五郎 六右衛門 作右衛門 権蔵
 林左衛門 助右衛門 八十八 祐七
 和次郎 茂一郎

十一月十一日、飯石郡郡宿山田屋文右衛門方江、左之人数寄合

十八人

仁多郡
 与頭俊左衛門
 意宇
 与頭忠兵衛
 飯石
 与頭万四郎
 嶋根
 与頭七郎太
 大原
 庄屋保蔵
 能儀
 庄屋伝兵衛
 出雲
 物書泰蔵
 秋鹿
 物書徳市
 楯縫郡
 物書喜代三郎

神門 不参

右与頭四人示合之上、名代不残へ示合之儀有之、罷出候様との事ゆへ、次之間へ一統罷越候処、与頭俊左衛門を被申候ニハ、此度郷夫 御操出ニ付去ル五日を夫召連出府罷在候得共、未だ御日限も不被仰出、仍仁多郡ハ一ト先引取候様被仰付度旨御役場へ伺合候処、諸郡一同之願立ニ不相成而ハ不宜との事ニ付、諸郡連名ニして願書状相認候間、見合呉候様、尚名代中、思惑筋無如在可申出旨被申候ニ付、名代を軍御目付様御逗留中右様之歎願ハ不宜ともニ者無御座哉、尔し名代之儀、罷歸候而可申上与申出候ニ付、引弘ニ相成候

翌十二日、出雲郡々宿へ寄合、人数左之通

仁多郡

与頭俊左衛門

庄屋彦右衛門

嶋根郡

下郡勘十郎

物書善七

神門郡

与頭四郎蔵

与頭佐十郎

物書惣市

意宇郡

与頭忠兵衛

庄屋泰三郎

秋鹿郡

与頭孫三郎
庄屋健市

出雲郡

与頭金右衛門

物書泰蔵

能儀郡

庄屋伝兵衛

大原

庄屋保蔵

飯石郡

与頭万四郎

庄屋

楯縫郡

物書喜代三郎

右人数寄合、相談有之候得共、人夫引取候様歎願ハ破談相成候、尤左之通示合有之候得共、是迎も礙与致候訳ニハ無之候

一、干梅[㊦] 代四文五分

仁多、飯石、神門三郡山中

一、同巻ッ 代三文五分

神門原手筋、大原、意宇、能儀、楯縫、出雲、嶋根、秋鹿

一、味噌壺升

目方四百め

上、代三百五十文

下、代式百五拾文

一、わらし

代拾七文

一、馬香巻揃

代 上四十文
下三十文

一、そふり

代廿四文

一、松明竹之分巻挺

代三拾文

長サ五尺、廻り八寸

一、芋から巻挺

代十五文

一、□や

代拾貳文

一、干草十貫め

代七百五拾文

一、干葉十貫め

代九百文

一、糠四斗入

代三貫四百文

(二七丁分余白)

銀札 式匁宛

熊沢 兩人江
井上

同 式匁包三ツ

伊太郎渡し

同 三匁包一

外かつほ、たい

十三日夜

同三匁

同人渡し

十四日朝

金巻両ニ替

為八渡し

此所江

銀札四拾九匁
山札正銀

ヲ以受取

同夜

銀札拾八匁

為八江渡し

但包もの入り、当用之分

金貳朱

同人同断

十五日

金巻歩貳朱

重助渡

(二丁分余白)

一、四百六拾六人

内

拾巻人

十二日出

百三拾七人

十三日出

百四拾七人

内

四拾四人

此分出府罷出候分

差引

百四人

全十三日申付候分

百五拾巻人

十四日出

九十四人

十五日出

七十三人

十六日出

(一丁分余白)

松平相模守様より兵糧白米五百表、味噌桶四挺ニ、上乗田中伝吉与申者乗組、去ル五日船ニ而馬瀉江入込、平田町ニ而運送、夫より陸地石州へ通抜候条、持運ひ入用夫

等之儀願出候ハ、
四拾三文式宛御用賃受取候様可申付候、以上

十一月八日 渡部

郡三人宛

一筆致啓上候、松平相模守様より兵糧白米五百表、味噌桶四挺ニ、上乘田中伝吉与申者乗組、去ル五日船ニ而馬潟江入込、平田町へ運送、夫々陸地石州へ通抜候間、持運ひ入用入夫等之儀願出候ハ、
馬ハ壹里四拾三文式宛御用賃受取候様御紙上之趣、奉得其意候、昨八日夕かた兵糧手当とノ白米五斗入五百表辻、大豆四拾表積受、船数艘ヲ以平田町江着舟、上乘とノ兵糧方兩人乗組、町役人方へ罷出申候、当所々今市町迄人馬ヲ以運送致し呉候様申出候付ニまかせ、早速一人馬手配遣候、尤御法賃銭ハ右兩人々所束候而町役人方江受取候而、運送可致旨申付置候、右之趣御届為可申上、如此御座候、宜敷被仰上可被下候、恐惶謹言

十一月九日 郡三人

佐藤

郡方四人宛

見聞書

(慶應元年十一月)

七日六つ半時出府

一、八日五つ時、殿様権現社へ御参詣、拝ミ仕候、湯仕候

一、八つ時分ニ御役場へ自分、喜代三同道

一、来ル十八日頃、御出馬之様子ニ相聞へ

一、明九日、軍御目附御出御繰込ニ相成候趣

一、八日、権現御社三宝かさり、御奉行所々御仕

てりかつを

鬼のまめ

こんぶ五枚

勝栗

のし十式枚辻

ノ

一、八日弥御出陣御出勤と申事ニ御座候○

一、八日、七つ時分、出雲郡与頭金右衛門、郷夫三十人召連出府

一、当国ハ因州御操込後ニ御出陣ニ相成候趣○

一、軍御目附様御宿ハ中町ニ而、○、

伊予屋

三日位御逗留、

一、権現代宮家ニ而

御出陣之花生ケとの儀被仰出、嶋屋久平生け候、尤梅花をさし候よし、帰り而咲と申心得ニ而さず

一、軍御目附、八日晚安来泊り、九日出雲江御昼○、

一、白瀉辺郷夫宿不取扱仕候ニ付、御呵受候事○

一、能儀郡郷夫酒吞、庄屋評判不宜趣○、

一、出雲郷の安国寺へ三河守様御詣○、

一、即刻町年寄、昼夜廻番○、

一、御両人どふる、少し

一、諸郡より郷夫撰出しに相成、松府へ専一賑に相成居候、しかし松江初而之ものも
 数多事歟、未小供や犬大迷惑事御座候、三十人五十人連れ、異風形に而通行、珍
 敷事御座候○

一、上の方二ハまた御式人様御断有之趣評判仕候

一、軍目附様、九日七つ時分ニ御着、御迎ひ齋藤■右衛門様、陣羽織、陣笠、御馬
 乗ニ而さへ配御出立、御先手廿人斗、切火なハニ而御供、其外御供数多ニ候○

大嶋主殿様

一、伊よや 朝倉小源太様

主殿様

一、大森 内藤隣右衛門様

一、山口 朝倉小源太様

森嘉

一、御家老様方御宿

一、佐藤御家来右同断

一、跡操出し候所、御役場ニ而御伺申候処、一向分り不申由、いつれ因州様御操込
 後之事と相見へ申候、左候へハ、私とも、それハ逗留ニ相成候事と相見へ申候○

一、此方至而無事、戦国不似合候由被仰聞、御尤、手前しかし先方之心もしらす自
 分ほれ与申候儀位之事御座候、是も又左も有事と奉存候

此中ハ江戸人等数多入込

一、町中賑々敷事御座候、夜分も別而賑々敷御座候、勿論摺下とも不撰事、五つ過
 候而ハ是へも手ニ入写し候、おかしき時■ニ至り申候て諸郡も出かけ、逗留仕
 り、何れも同然平、追々馴れ、平氣も勇氣相増、少し小鍋の鉤ニ離れ、何とな
 く勇氣相増、摺下の心も折々ハ出かけ仕候

一、郷夫共へ夜出なとハ別而嚴敷申付置候間、御安心可被為成候、是小おとけハ

〳是ハまた之事ニも候へとも御安心可成候○

一、楯縫畑□納、御代官所より嚴敷御折檻有之事

一、御添物数々頂戴御礼

一、御役場も実ニ御用多、昼夜御心配与相見へ申上候○

一、大目代、町年寄帯刀之儀、他国もの応対之節斗之事□相見へ申上候、尤異変之
 節ハ町年寄も帯刀不苦との事ニ御座候

一、のほり印ニ大篆ニ而天興平と申文字を美敷書き候書有之候○

一、十二日、軍目附様御出立之積り、御大所

一、十三日、御一之手御操出しと申事

一、歩兵共へも十二日歟と相心得と申事ニ御座候

一、因州一手五百三十人辻、十日直江

一、同二の手十二日去道泊り、八百人辻

佐藤

一、六百五十文 古状揃

一、四百六十文 錢袋、大小

一、拾七匁 珊瑚珠志ツ

一、老歩式朱 □□□

一、八日九日十日不残 諸士様方御杯相済

一、さかの町松坂□ニ而

同十一日、荒嶋へ入込

一、有馬様御家来

一、三川様御家来も米子へ大分入込候歟

十一日

一、畑銀納嚴敷御折檻

一、両□□元割賦丈ケニ而もよし

十一日

一、諸家中様御召連方へ今日御杯

一、役代り申置候事

一、三河様雲上寺

一、有馬様□□□

一、飯石郷夫、ハ(眞乃木)ま能儀、横浜辺ニ逗留仕候処、鞋草を作り差出候

一、飯石郡ヲ私のほり寸尺相尋参り、再度使出候へ共、拝借申出候ニ付、無抛用立

候、早速同様ニ拵候儀ニ御座候、昨日私横浜へ罷出候節、見ニ行仕候へハ、同所

紺屋ニ地と□かた粥ニ而留め御座候、仍随分手本ニ仕候積ニ御座候

一、銘々ヲ村鬪ニ而当り、村□□出夫仕候処、御鬪

一、秋か郡ハ郷夫三十四人庄屋とも同様ニ出、御役場ヲ壹両■残り相返候歟との儀

御座候

一、出雲郡、被仰付役人書出し不仕候

一、何人□郷夫ふりかへ候事

一、先の大橋様、神谷様、十四日七百人、同五百人

いまた不相分

一、軍御目附様、陣羽織十四日迄出来、かご右同断

一、

一、御殿様御名代三谷八郎様、二十両位三つ、三両ツ、三つ

一、歩兵へ十日頃ニ壹両、昨日式両御渡しニ相成候

さめいこの■

一、木佐や元貞老へ伺合仕候処、いまた五七日ニハ出来■候

一、三河守様御先立、三十人斗荒嶋へ昨十一日操出ニ相成候趣

同十三日

一、同 赤ハん三升五合

一、軍御目附様三十七菜御饗心

一、御野陣相成候へハ殿様長持二棹□□□二畳敷其上ニ而

一、諸士様方寝机

一、其外藁三把、むしろ壹枚

十二月十六日出府

一、十六日朝日様御帰宅

一、十三日尾州公広嶋御出立と申事

一、正月六日御出郷

一、当子油木実何角取入候義、書出候事、地方様ニ而御折檻

一、御出郷、御内々同六日被仰出

一、先日関東方、浪人些騒動仕候趣